「平和憲法を守る会」
ニュースＮｏ161 ２０２４．３．１１発行

かながわ
平和憲法を守る会
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター内238
TEL　090-1105-6980
FAX　045-662-6363
郵便振替　00250-3-85449
平和憲法を守る会

第88回平和憲法を守る神奈川県民集会開催

２月11日、「紀元節」復活＝「建国記念の日」に反対し、今、改めて「皇民」化教育を問う第88回平和憲法を守る神奈川県民集会を県民センターで開催した。「関東大震災朝鮮人虐殺の史実から今を問う　ヘイトに向き合う」と題して、元横浜市中学校教諭で研究家の後藤周さんを講師に行った。

後藤さんは、中学校教員の時から関東大震災時における朝鮮人虐殺について調査・研究、教材化してきた。昨年９月には、研究のまとめとして、「それは丘の上から始まった」を出版した。

講師の後藤さんは、豊富な調査資料を使って、関東大震災時に何がおきたのかをていねいに説明した。流言について、①虐殺事件のきっかけは流言であった。②朝鮮人が暴動、井戸に投毒、放火、爆弾という流言は、すべて事実ではなかった。③官憲（軍隊、警察）も当初は流言を信じて行動し、流言を拡大させた。とし、虐殺の実相：加害者、被害者は、①虐殺という表現が妥当する殺傷事件が多発していた。②加害者は軍、警察、市民。例外的とは言えない規模で、武力、暴力を行使した。③ 犠牲者は朝鮮人が最も多く、中国人、内地人も少なからず被害にあった。④犠牲者の正確な数は把握できないが、千人～数千人と推定できる。⑤政府は流言は虚報と認識し、朝鮮人保護と自警団取締の方針を出すが、なお虐殺は続いた。⑥虐殺の実行者に対する検挙は限られ、有罪者も刑は軽く、後に恩赦となったと指摘した。後藤さんは、伝えなければ忘れられる、忘れれば繰り返すとし、100年たっても変わらない今の状況に危険であるとした。ヘイトスピーチをはじめ、排外主義を国会議員が率先する今の社会の問題点を確認し合うものとなった。

県民集会のＤＶＤを作成しました。送料込み７００円(事務局に申込みください)
第87回県民集会　講師　野本三吉(加藤彰彦)(沖縄大学名誉教授)
「戦争の惨めさを改めて見つめ、平和な社会を構築しよう！」
第88回県民集会　講師　後藤周(研究者・元横浜市立中学校教諭)
「関東大震災朝鮮人虐殺の史実から今を問う　ヘイトに向き合う」

第８９回平和憲法を守る　神奈川県民集会
第28回「かながわ平和憲法を守る会」総会
平和憲法の出番だ!「台湾有事」と横須賀の原子力空母問題

日時　５月１９日（日）１４時～ 13時30分開場
場所　県民センター７１１
講師　呉東正彦（原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表・本会代表委員）

横浜ノースドックは即時返還せよ!

神奈川区にあるアメリカ軍の施設横浜ノース・ドックに新たに配備された米軍揚陸艇部隊について８日から運用が開始され、神奈川平和運動センターなどが抗議行動をした。

横浜ノース・ドックには、去年１月揚陸艇部隊の配備が発表され、今回運用が開始された部隊は「5th Transportation Company (Composite Watercraft Company)」（第５輸送中隊（複合揚陸艇中隊））とされ、防衛省の発表によれば、この部隊は在日米陸軍第10支援群の下に置かれるとのことだ。およそ280人の要員は今年中に配置する予定になっている。部隊の配置は、米軍の対中国戦争構想であるEABO（機動展開前進基地作戦）における、「列島線」に設置されるEAB（遠征前方基地）への輸送手段を確保するためのもので、南西諸島をはじめとする日本列島やフィリピンなどを戦場にして、米軍の主張する米国の「国益」のための戦争をするための部隊の配置だ。これに対して、横浜市民が中心となって配備撤回等を求める６万余の署名を集め、横浜市長に提出を行ったが、無視された。これまで物資の保管などを主な役割としていたノースドックから、より実戦的な運用に移行していく可能性が極めて高いことが問題とし、施設内では部隊の運用開始にあたり式典が行われたが、ヘリコプターが４機飛来し、米軍将兵を運んだものと思われる。防衛省南関東防衛局に部隊の運用開始などの撤回を求める要望書を神奈川平和運動センター金子副代表が提出した。

金子副代表は「横浜港が出撃拠点となる。横浜から上陸船艇などを戦場に運ぶことは出撃の拠点にもなるし逆に相手からすれば攻撃をする拠点にもなる」とし、運用開始の撤回を求めた。　杉山事務局次長

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

「辺野古代執行訴訟で公正・中立な立場で実質審理を求める最高裁要請」の団体署名へのご協力のお願い

沖縄県辺野古の代執行裁判（福岡高裁那覇支部）の判決は、玉城県知事が公有水面埋立法に基づいて行った設計変更不承認が違法かどうかの判断をせず、国と県の対話による解決を認めず、普天間基地が常に危険にさらされていることを判断しない不当なものでした。

この判決後、日本政府は地方自治体の権限を奪って代執行を行い、無謀な大浦湾の埋立工事を強行しました。

現在、沖縄県は最高裁に上告しています。

辺野古新基地建設の中止と地方自治を守るため、最高裁に対して、憲法で保障されている地方自治の観点から厳格な審査を行うことを求めるとりくみを行います。

署名要請文を、お一人おひとりで読み、なかまやグループをつくって広げていきましょう。そして団体署名（グループ名やなかま内の会の名前など）をしてください。

＊署名用紙に団体名を記入し、可能な限り郵送で集約先に期日までに送付してください。

期日までに間に合わない場合は FAX、メールでも結構です。

署名集約期日：3月末日（4月2日に最高裁に提出予定です）

署名集約先：●戦争をさせない1000人委員会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館内

FAX：03－5289－8223 メール：office@peace-forum.top

●憲法９条を壊すな！実行委員会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-3-3 太陽ビル 402 市民ネット内

FAX：03－3221－2558 メール：kenpo@galaxy.ocn.ne.jp

●戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F

FAX 03－5842－5620 メール：move@zenroren.gr.jp

団体署名よびかけ：戦争させない・９ 条壊すな！総がかり行動実行委員会／「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委員会／辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議

最高裁判所 第一小法廷 御中

辺野古代執行訴訟で公正・中立な立場で実質審理を求める要請書

沖縄県は 2021年11月25日に、沖縄防衛局が申請した設計変更申請を不承認にしま

した。

県が不承認にしたのは、沖縄防衛局が水面下90mに達する軟弱地盤について水面下70mまで工事すれば安定性が保てるとして残りの20mの未改良層の性状を確認するための力学的試験を行っていないこと、そのために公有水面埋立法第４条第１項第２号の定める災害防止に十分配慮された検討が行われていないと判断したからです。さらにこの工事が普天間飛行場の危険性の早期除去につながらない長期間の難工事となるため、公有水面埋立法第４条第１項第１号の定める「国土利用上適正かつ合理的なること」の要件に適合しないと判断したからです。沖縄県の不承認の決定は公有水面埋立法に基づき厳正に審査されており、法的に正当なものであり何ら違法性はありません。

福岡高裁那覇支部は代執行の３つの要件のうち、県が公有水面埋立法に違反しているかどうかの判断については、貴裁判所の2023年９月４日の判決に依拠しました。同判決は「県は行政不服審査法の判決に従うことを命ずる」「国土交通相の是正の指示は適法である」とするものです。ところが福岡高裁那覇支部は、県の不承認が公有水面埋立法に違反しているかどうかについては審理を行いませんでした。従って沖縄県の公有水面埋立法違反が確定したわけではありません。

代執行は政府が問題の解決に向けて話し合い等のあらゆる手段を尽くし、万策つきた場合にのみ許されるものです。沖縄県知事はこれまで何十回と話し合いによる解決を求めてきました。しかし福岡高裁の判決は「対話は代執行以外に考慮する必要はない」として代執行ありきとするものです。
同判決は、沖縄県の不承認によって工事が遅延することの不利益のみを考慮しています。

しかし長期間の難工事であり、普天間基地が存続し続けることにより、普天間基地周辺の住民の生命身体を守る公益を侵害するものです。さらに県民投票をはじめとした県民の民意を踏みにじることは、住民自治、団体自治に反する公益の侵害として考慮すべきです。

今回の代執行は現行地方自治法による全国初の事例であり、憲法の基本原則である地方自治を破壊する重大な問題です。このままでは国と地方自治体の関係が「対等・協力」の関係から「上下・主従の関係」に逆戻りします。
沖縄県は昨年の12月27日に、福岡高裁那覇支部の辺野古代執行の判決を不服として貴裁判所に上告受理申立を行いました。

私たちは、貴裁判所が政府に追認するのではなく憲法の番人としての矜持を持ち、沖縄県の上告受理申立に対して公正・中立な立場で、代執行の各要件の充足性について憲法で保障されている地方自治の観点から厳格な審査を行うことを強く要請します。

【要請事項】

法の番人として公正・中立な立場で代執行の各要件充足性について厳格な審査を行うこと

●○●

証言･満州キリスト教開拓村: 国策移民迎合の果てに

著者 石浜みかる、出版年月日 2024/01/25、定価3,300円

かつて日本の生命線と言われた満州国。その傀儡国家に、国策として多数の農業開拓団が送り込まれた。現地人の土地を取り上げ、各地に日本人村を作っていったのだ。その中にキリスト教開拓団があった。敗戦と共に悲惨な最後を迎えた団員の貴重な証言集。著者の石浜みかるさんは、本会会員です。12月の県民集会の講師を予定しています。ぜひ、ご一読してみてください。

◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇■□◆◇

各地の市民運動から（紹介）

【写真展「在日クルド人は今」in相模原】

ME-net(認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ)主催の写真展「在日クルド人は今」in相模原が、１月19日、20日に相模原駅の相模原市民ギャラリーで開催された。在日クルド人についての理解を深め、日本の難民制度について考えるきっかけにと企画される写真展。クルド人難民Ｍさんを支援する会の協力で、写真家の鈴木雄介さん、クルド人写真家 RefikTekinさんの作品などの作品が並んでいた。２日間で多くの人が来場し、法的な事情で辛い立場にいる外国人について知る機会となった。３月23．24日には、横浜で再度開催します。《瀬川》

【福島原発かながわ訴訟 東京高裁不当判決】

１月26日、福島原発かながわ訴訟第１陣控訴審は、東京高裁で、横浜地裁判決を覆し、「国に責任なし」との不当判決を出した。「国が東京電力に津波対策を命じても、事故は防げなかった」とするもので、2022年６月17日に最高裁が出した判決と全く同じ内容で、横浜地裁判決が詳細な事実認定の基に認め、原告・弁護団が補強立証をしてきた「貞観津波による予見可能性」や水密化・電源装置の高所移設による「結果回避可能性」も、「未成熟な知見」として一蹴する乱暴な判決でした。原告･弁護団は、「判決の名に値しない」と厳しく批判する声明を出し、村田原告団長は、「この判決を次の世代に残すわけにはいかない」と宣言。原告・弁護団は、２月８日ら上告手続を行った。《Ｓ》

【海老名19日行動】

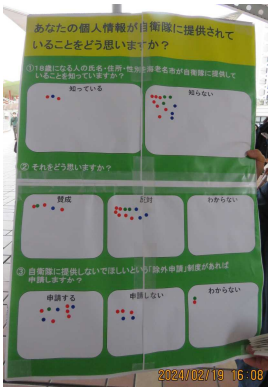

戦争法廃止海老名共同行動市民の会は、２月19日の午後３時から海老名駅前で宣伝行動を行った。2015年９月19日の安保法制強行採決に戦争への危険性を感じた市民が協同行動市民の会を結成し、毎月19日に海老名駅頭で市民に安保法制反対、憲法９条堅持を訴え続けてきた。２月の海老名駅宣伝行動では、大軍拡・大増税反対署名、チラシ入りティッシュの配布と共に海

老名市の自衛隊への名簿提供に対するシール投票も行った。若い人たちにも伝わり、名簿提供を拒否する若者が半数を越えた。《Ｓ》

【安保違憲訴訟かながわ控訴審最終審理】

３月５日、安保法制違憲訴訟かながわ控訴審最終審理が東京高等裁判所裁判所で行われた。弁護団はこれまでの主張立証を踏まえた100ページに及ぶ最終準備書面を提出したが、国側は脇博人裁判長からの原告側からの新たな主張に対する反論等はとの質問にも「新たな反論は必要なし」ということで、一切無かった。何もしなくても勝てるという姿が腹立たしい。

これに対し、弁護側は３人の弁護士が熱弁をふるった、まず福田護弁護士が前回の石川健治（東京大学教授・憲法学）証言と仙台高裁での長谷部恭男(早稲田大学大学院法務研究科教授)証言を取り上げ、国民の憲法改正決定権を無視した閣議決定による事実上の憲法改正を違憲と主張、集団的自衛権は憲法９条及び96条に反し法秩序・規範性が失われたと指摘し、憲法改正への参加権を否定し人格権を侵害し具体的危険性については予防危険排除原則から現実に国民への権利の侵害があることを説明し、論理的規範性を超え、規範性を失わらせたと指摘した。

続いて、関守麻紀子弁護士は、そもそも憲法で戦争をしない、出来ない国が出来る国に変貌し、台湾有事を想定した日米共同の重要影響事態としているがそもそも中国の内政問題である。存立危機事態での武力行使、敵基地攻撃能力の保有と言うが、結局決めるのはアメリカではないのか、護衛艦の空母への改修、トマホークの取得、機雷除去などの問題と横浜地裁判決でも指摘している戦闘地域概念の曖昧さを指摘した。

最後に伊藤真弁護士は、違憲判断の必要性について語り、国側があらたな主張をしていないことを問題視し国民に説明することなく憲法を変えることの問題点を指摘し、石川健治証人の同じ法律家として思いを共有したいという気持ちを語った。

閉廷前に、裁判長から判決期日が６月14日、14時からと示された。

閉廷後都内で開かれた報告集会では、福田弁護士は、石川健治証言の意義を説明、長谷部教授と論理構成こそ違うが憲法が危機的状況にあるという事は共通している。憲法96条論のなかの憲法改正決定権にも言及し、(その)身分を否定する事は人格を否定することだと指摘した。

伊藤真弁護士は国側が何も反応しないのがおかしいし裁判所がそれに乗っかるのもおかしい、同じ法律家としてもおかしいと思うが、憲法という枠を外している(司法として)政治部門に対してはっきりと言うべきだ。石川健治さんも後日お会いした時に、周りからは止められていたが、裁判官の反応が伝わってきて楽しかったと語ったことが報告された。

会場からの発言では手弁当で必死に闘う弁護団への感謝や全国の安保法制違憲訴訟団をノーベル平和賞に推薦する取り組みの報告など活発な発言で予定時間を超過する数多くの発言意見が行われ、岡田尚弁護士からの判決後退官予定の裁判長への期待を含ませた発言もあった。《杉山》

【東日本大震災かながわ追悼の夕べ】

３月10日、東日本大震災から３月11日で13年、東日本大震災かながわ追悼の夕べが横浜市役所１Ｆアトリウムで避難者や支援者らでつくる実行委員会の主催で開催された。

ステージトークではこの13年を振り返り南相馬市から神奈川県に避難した村田弘さんと山田俊子さんが避難前と後の生活について原発事故さえなければふるさとの自然豊かな環境で暮らせていたことを語り、黒澤知弘弁護士は避難区域によって賠償にも大きな差があり住民間で分断が起きたこと、原発訴訟控訴審での理不尽な判決について説明があった。

その後、福島県浪江町出身の２人、添田哲平さん、星美南子さんによるふるさとへの想いを込めたピアノ演奏があった。

続いて、福島第一原発事故によって福島県浪江町津島地区から福島市に避難している三瓶春江さんは、５年前に避難先で父親が「帰りたい」と泣きながら訴えて亡くなったと経験を涙ぐみながら語り、福島県南相馬市から横浜市内に避難した村田弘さんは13年という節目に「避難先でそれぞれの生活が積み重なる一方、気持ちに区切りはつかないという二重の心境」「原発事故からの復興は長い時間がかかり、途上も途上。折々でもいいから関心を持ってほしい」と語った。

震災の犠牲者らに祈りをささげ、1300本の被災地に思いを込めたメッセージ入りキャンドルに火が灯され、参加した約200人が黙とうを捧げた後、ウクライナ出身で２度もの原発事故に遭遇してしまったカテリーナさんが民俗楽器「バンドゥーラ」で祈りのコンサートが行われた。《Ｓ》

告知板

@3.20さようなら原発全国集会

日　時　３／２０（水）　１３：００～　オープニングライブ
　　１３：３０～　トークライブ
会　場　代々木公園　　１５：００～　デモ
主　催　「さようなら原発」一千万署名　市民の会

@写真展「在日クルド人は今」in横浜

日　時　３／２３(土) 13:00～18:00
　　３／２４(日) 10:00～18:00 トークイベント13:30～、15:30～
会　場　かながわ県民センター１階展示室
主　催　Me-net 多文化共生教育ネットワークかながわ

@入学おめでとう応援隊2024

日　時　４／７（日）
■横浜朝鮮初級学校　申込み　https://forms.gle/3scS6sguyEwfbauH6
　集合時刻・場所　　８：４５　ＪＲ横浜駅　西口　ヨドバシカメラ前
■川崎朝鮮初級学校　申込み　https://forms.gle/icCg9usqUhboHR9j9
　集合時刻・場所　　８：３０　ＪＲ川崎駅　中央北改札口横、アトレ前
■南武朝鮮初級学校　申込み　https://forms.gle/EMjWcDkRG55dNZDM7
　集合時刻・場所　　８：４５　ＪＲ武蔵溝ノ口駅　改札口前
※解散は、現地（学校）で午前11時半頃を予定しています。
◆入学式数日前に、「応援隊」事務局より確認のメールを送ります。
主　催　入学おめでとう応援隊（nyugakuomedetououent.wixsite.com）
　https://nyugakuomedetououent.wixsite.com/omedetou

@第９回知ることで未来が見える 戦争の加害パネル展

展示内容　戦争加害の歴史、万人坑、南京大虐殺、重慶無差別爆撃
　731部隊、毒ガス兵器、「満州」に集団移住させられた朝鮮人
　マレー侵略、朝鮮人・中国人強制連行、日本軍「慰安婦」
　朝鮮植民地征服戦争、沖縄戦と棄民化された人々
　ドイツと日本・戦後処理の違い　特別展示 上海で日本軍は何を
日　時　４／２７(土)～５／５(日)　10時～19時00分　入場無料
　４／２７(土)14時 映画「南京！南京！」
　　18時 映画「ぼくたちは見た ｶﾞｻﾞ・ｻﾑﾆ家の子どもたち」
会　場　かながわ県民センター展示室
主　催　記憶の継承を進める神奈川の会　090-7405-4276

@　５．３憲法集会 武力で平和はつくれない！とりもどそう憲法いかす政治を
日　時　５／３(金) 11:00スタート　13:00～メイン集会
会　場　東京有明防災公園
主　催　５．３憲法集会実行委員会

郵送料の値上げや経費節減のため、メールアドレスを下記事務局へご登録ください。メールアドレスをご登録いただくと最新の集会の案内等を送ることができます。
また、このニュースも見ることができます。

「平和憲法を守る会ニュース」への投稿をお待ちしています。

下記まで、お送り下さい。 かながわ平和憲法を守る会事務局
FAX 045-662-6363　e-mail e-kaihou@nifty.com　e-kaihou@ezweb.ne.jp